## 入間市手数料条例新旧対照表

改正	王案		現	行
別表(第2条関係)		別	川表(第2条関係)	
事務の種類	金額		事務の種類	金額
1~18 略		1	· ~18 略	
		19	9 行政手続における特	800円
			定の個人を識別する	
			ための番号の利用等	
			に関する法律(平成2	
			5年法律第27号。以下	
			「番号法」という。)	
			第2条第7項に規定	
			する個人番号カード	
			の交付 (初回交付並び	
			に個人番号及び住民	
			票コードの変更によ	
			り返納した場合、国外	_
			転出により返納した	
			場合並びに発行主体	
			の過失による場合の	
			交付を除く。)	
19~47 略		20	<u>0~48</u> 略	
<u>48</u> 長期優良住宅長期優	1戸につき、次の各号に	49	<u>9</u> 長期優良住宅長期優	1戸につき、次の各号に
の普及の促進良住宅	定める額(100円未満の			定める額(100円未満の
	端数があるときは、これ			端数があるときは、これ
(平成20年法計画の	を切り捨てた額)とす			を切り捨てた額)とす
律第87号)第認定申	る。		律第87号)第認定申	る。 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
5条第1項か請手数	(1)~(3) 略		5条第1項か請手数	
ら第3項まで料	(4) 長期優良住宅の普		ら第3項まで料	(4) 長期優良住宅の普
に規定する長	及の促進に関する法		に規定する長	及の促進に関する法
期優良住宅建	律第6条第2項の規		期優良住宅建	律第6条第2項の規
築等計画の認	定に基づき、建築基準		築等計画の認	定に基づき、建築基準
定の申請に対	法第6条第1項に規		定の申請に対	法第6条第1項に規
する審査 	定する建築基準関係		する審査	定する建築基準関係
	規定(以下「建築基準			規定(以下「建築基準
	関係規定」という。)			関係規定」という。)
	に適合するかどうか			に適合するかどうか

の審査の申出があつ の審査の申出があつ た場合は、前三号に定 た場合は、前三号に定 める額に、32の項の定 める額に、33の項の定 めるところにより算 めるところにより算 定した建築物確認申 定した建築物確認申 請又は計画通知手数 請又は計画通知手数 料の額(同法第6条の 料の額(同法第6条の 3又は第18条第4項 3 又は第18条第4項 の規定に基づく構造 の規定に基づく構造 計算適合性判定を併 計算適合性判定を併 せて申し出る場合に せて申し出る場合に ついては、一の建築物 ついては、一の建築物 (同法第20条第2項 (同法第20条第2項 の規定により別の建 の規定により別の建 築物とみなされる建 築物とみなされる建 築物にあつては、当該 築物にあつては、当該 別の建築物とみなさ 別の建築物とみなさ れる建築物)ごとに、 れる建築物)ごとに、 構造計算が同法第20 構造計算が同法第20 条第1項第2号イ又 条第1項第2号イ又 は第3号イに規定す は第3号イに規定す る国土交通大臣の認 る国土交通大臣の認 定を受けたプログラ 定を受けたプログラ ムにより適正に行わ ムにより適正に行わ れたものは120,700 れたものは120,700 円、その他のものは1 円、その他のものは1 74,600円を加算した 74,600円を加算した 額)を申請戸数で除し 額)を申請戸数で除し て得た額を加算した て得た額を加算した 49 長期優良住宅長期優 1戸につき、次の各号に 50 長期優良住宅長期優 1戸につき、次の各号に 定める額(100円未満の の普及の促進良住宅 定める額(100円未満の の普及の促進良住宅 に関する法律建築等 端数があるときは、これ に関する法律建築等 端数があるときは、これ 第8条第1項計画の を切り捨てた額)とす 第8条第1項計画の を切り捨てた額)とす に規定する長変更認 る。 に規定する長変更認 る。 (1)  $\sim$  (3) 略 (1)  $\sim$  (3) 略 期優良住宅建定申請 期優良住宅建定申請 築等計画の変手数料 (4) 長期優良住宅の普 築等計画の変手数料 (4) 長期優良住宅の普 更の認定の申 及の促進に関する法 更の認定の申 及の促進に関する法 請に対する審 律第8条第2項の規 律第8条第2項の規 請に対する審

11 1		1.1	1 1	1
查	定により準用する同		查	定により準用する同
	法第6条第2項の規			法第6条第2項の規
	定に基づき、当該計画			定に基づき、当該計画
	変更が建築基準関係			変更が建築基準関係
	規定に適合するかど			規定に適合するかど
	うかの審査の申出が			うかの審査の申出が
	あつた場合は、前三号			あつた場合は、前三号
	に定める額に、 <u>32の項</u>			に定める額に、 <u>33の項</u>
	の定めるところによ			の定めるところによ
	り算定した建築物確			り算定した建築物確
	認申請又は計画通知			認申請又は計画通知
	手数料の額(建築基準			手数料の額(建築基準
	法第6条の3又は第1			法第6条の3又は第1
	8条第4項の規定に基			8条第4項の規定に基
	づく構造計算適合性			づく構造計算適合性
	判定を併せて申し出			判定を併せて申し出
	る場合については、一			る場合については、一
	の建築物(同法第20			の建築物(同法第20
	条第2項の規定によ			条第2項の規定によ
	り別の建築物とみな			り別の建築物とみな
	される建築物にあつ			される建築物にあつ
	ては、当該別の建築物			ては、当該別の建築物
	とみなされる建築物)			とみなされる建築物)
	ごとに、構造計算が同			ごとに、構造計算が同
	法第20条第1項第2			法第20条第1項第2
	号イ又は第3号イに			号イ又は第3号イに
	規定する国土交通大			規定する国土交通大
	臣の認定を受けたプ			臣の認定を受けたプ
	ログラムにより適正			ログラムにより適正
	に行われたものは12			に行われたものは12
	0,700円、その他のも			0,700円、その他のも
	のは174,600円を加算			のは174,600円を加算
	した額)を申請戸数で			した額)を申請戸数で
	除して得た額を加算			除して得た額を加算
	した額			した額
<u>50</u> ・ <u>51</u> 略		51	• <u>52</u> 略	
	(1)・(2) 略		都市の低炭素低炭素	
	(3) 都市の低炭素化の		化の促進に関建築物	
する法律(平新築等	促進に関する法律第5		する法律(平新築等	

成24年法律第計画の 成24年法律第計画の 4条第2項の規定に基 4条第2項の規定に基 84号) 第53条認定申 づき、建築基準関係規 84号) 第53条認定申 づき、建築基準関係規 第1項に規定請手数 定に適合するかどう 第1項に規定請手数 定に適合するかどう かの審査の申出があ かの審査の申出があ する低炭素建料 する低炭素建料 つた場合は、前二号に つた場合は、前二号に 築物新築等計 築物新築等計 定める額に、32の項の 定める額に、33の項の 画の認定の申 画の認定の申 定めるところにより 定めるところにより 請に対する審 請に対する審 算定した建築物確認 杳 算定した建築物確認 申請又は計画通知手 申請又は計画通知手 数料の額(建築基準法 数料の額(建築基準法 第6条の3又は第18 第6条の3又は第18 条第4項の規定に基 条第4項の規定に基 づく構造計算適合性 づく構造計算適合性 判定を併せて申し出 判定を併せて申し出 る場合については、一 る場合については、一 の建築物(同法第20 の建築物(同法第20 条第2項の規定によ 条第2項の規定によ り別の建築物とみな り別の建築物とみな される建築物にあつ される建築物にあつ ては、当該別の建築物 ては、当該別の建築物 とみなされる建築物) とみなされる建築物) ごとに、構造計算が同 ごとに、構造計算が同 法第20条第1項第2 法第20条第1項第2 号イ又は第3号イに 号イ又は第3号イに 規定する国土交通大 規定する国土交通大 臣の認定を受けたプ 臣の認定を受けたプ ログラムにより適正 ログラムにより適正 に行われたものは12 に行われたものは12 0,700円、その他のも 0,700円、その他のも のは174,600円を加算 のは174,600円を加算 した額)を加算した額 した額)を加算した額 53 都市の低炭素低炭素 54 都市の低炭素低炭素 (1) • (2) 略 (1) • (2) 略 化の促進に関建築物 (3) 都市の低炭素化の 化の促進に関建築物 (3) 都市の低炭素化の する法律第55新築等 促進に関する法律第5 する法律第55新築等 促進に関する法律第5 条第1項に規計画の 5条第2項の規定によ 条第1項に規計画の 5条第2項の規定によ 定する低炭素変更認 り準用する同法第54 定する低炭素変更認 り準用する同法第54 建築物新築等定申請 条第2項の規定に基 建築物新築等定申請 条第2項の規定に基 計画の変更の手数料 づき、当該計画変更が 計画の変更の手数料 づき、当該計画変更が 建築基準関係規定に

認定の申請に

建築基準関係規定に

認定の申請に

   対する審査	_ 		 対する審査	適合するかどうかの
	審査の申出があつた		),, )	審査の申出があつた
	場合は、前二号に定め			場合は、前二号に定め
	る額に、32の項の定め			る額に、33の項の定め
	るところにより算定			るところにより算定
	した建築物確認申請			した建築物確認申請
	又は計画通知手数料			又は計画通知手数料
	の額(建築基準法第6			の額(建築基準法第6
	条の3又は第18条第			条の3又は第18条第
	4項の規定に基づく			4項の規定に基づく
	構造計算適合性判定			構造計算適合性判定
	を併せて申し出る場			を併せて申し出る場
	合については、一の建			合については、一の建
	築物(同法第20条第2			築物(同法第20条第2
	項の規定により別の			項の規定により別の
	建築物とみなされる			建築物とみなされる
	建築物にあつては、当			建築物にあつては、当
	該別の建築物とみな			該別の建築物とみな
	される建築物)ごと			される建築物)ごと
	に、構造計算が同法第			に、構造計算が同法第
	20条第1項第2号イ			20条第1項第2号イ
	又は第3号イに規定			又は第3号イに規定
	する国土交通大臣の			する国土交通大臣の
	認定を受けたプログ			認定を受けたプログ
	ラムにより適正に行			ラムにより適正に行
	われたものは120,700			われたものは120,700
	円、その他のものは1			円、その他のものは1
	74,600円を加算した			74,600円を加算した
	額)を加算した額			額)を加算した額
54 建築物のエネ建築物	(1) 建築物省エネ法第	55	建築物のエネ建築物	(1) 建築物省エネ法第
ルギー消費性エネル	34条第3項に規定す		ルギー消費性エネル	34条第3項に規定す
能の向上に関ギー消	る他の建築物につい		能の向上に関ギー消	る他の建築物につい
する法律(平費性能	て、当該建築物が記載		する法律(平費性能	て、当該建築物が記載
成27年法律第適合性	された同条第1項に		成27年法律第適合性	された同条第1項に
53号。以下「建判定手	規定する建築物エネ		53号。以下「建判定手	規定する建築物エネ
築物省エネ 数料	ルギー消費性能向上		築物省エネ数料	ルギー消費性能向上
法」という。)	計画が同法第35条第		法」という。)	計画が同法第35条第
第12条第1項	1項の認定又は同法		第12条第1項	1項の認定又は同法
若しくは第2	第36条第1項の変更		若しくは第2	第36条第1項の変更

li i i	]			1
項又は第13条	の認定を受けたこと	項又は第13条		の認定を受けたこと
第2項若しく	を示す書類が提出さ	第2項若しく		を示す書類が提出さ
は第3項の規	れた場合	は第3項の規		れた場合
定に基づく建	ア 建築物省エネ法	定に基づく建		ア 建築物省エネ法
築物エネルギ	第12条第1項又は	築物エネルギ		第12条第1項又は
一消費性能適	第13条第2項の規	一消費性能適		第13条第2項の規
合性判定に対	定による場合	合性判定に対		定による場合
する審査	床面積の合計(市長	する審査		床面積の合計(市長
	が別に定める算定			が別に定める算定
	方法によつて算定			方法によつて算定
	したものをいう。以			したものをいう。以
	下この項及び <u>58の</u>			下この項及び <u>59の</u>
	<u>項</u> において同じ。)			<u>項</u> において同じ。)
	が300m <sup>2</sup> 未満のも			が300m <sup>2</sup> 未満のも
	の 11,000円			の 11,000円
	床面積の合計が300			床面積の合計が300
	m <sup>2</sup> 以上のもの 1			m <sup>2</sup> 以上のもの 1
	9,000円			9,000円
	イ 建築物省エネ法			イ 建築物省エネ法
	第12条第2項又は			第12条第2項又は
	第13条第3項の規			第13条第3項の規
	定による場合			定による場合
	床面積の合計が300			床面積の合計が300
	m <sup>2</sup> 未満のもの 5,			m <sup>2</sup> 未満のもの 5,
	500円			500円
	床面積の合計が300			床面積の合計が300
	m <sup>2</sup> 以上のもの 9,			m <sup>2</sup> 以上のもの 9,
	500円			500円
	(2) • (3) 略			(2) • (3) 略
55 建築物省エネ建築物	一の建築物ごとに次に	56 建築物省エネ	建築物	一の建築物ごとに次に
法第34条第1エネル	掲げる額を合算して得	法第34条第1	エネル	掲げる額を合算して得
項に規定するギー消	た金額	項に規定する	ギー消	た金額
建築物エネル費性能	(1) 建築物省エネ法第	建築物エネル	費性能	(1) 建築物省エネ法第
ギー消費性能向上計	35条第1項各号に掲	ギー消費性能	向上計	35条第1項各号に掲
向上計画の認画の認	げる基準に適合して	向上計画の認	画の認	げる基準に適合して
定の申請に対定申請	いることを示す書類	定の申請に対	定申請	いることを示す書類
する審査 手数料	又はこれに類する書	する審査	手数料	又はこれに類する書
	類として市長が別に			類として市長が別に
	定めるものが提出さ			定めるものが提出さ

れた場合 れた場合 ア 一戸建ての住宅 ア 一戸建ての住宅 5,000円 5.000円 イ 住宅用途を含む イ 住宅用途を含む 建築物の住宅部分 建築物の住宅部分 次に掲げる区分 次に掲げる区分 に応じそれぞれ次 に応じそれぞれ次 に定める額 に定める額 床面積(建築物エネ 床面積(建築物エネ ルギー消費性能基 ルギー消費性能基 準等を定める省令 準等を定める省令 第4条第3項第2 第4条第3項第2 号の規定により設 号の規定により設 計一次エネルギー 計一次エネルギー 消費量を算出した 消費量を算出した 建築物については、 建築物については、 共用部分の床面積 共用部分の床面積 を除く。このイ及び を除く。このイ及び 次号イ並びに58の 次号イ並びに57の 項第1号イ、第2号 項第1号イ、第2号 イ及び第3号イに イ及び第3号イに おいて同じ。) の合 おいて同じ。) の合 計が300m<sup>2</sup>未満の 計が300m<sup>2</sup>未満の もの 11,000円 もの 11,000円 床面積の合計が300 床面積の合計が300 m<sup>2</sup>以上のもの 2 m<sup>2</sup>以上のもの 2 3,000円 3,000円 ウ 非住宅用途を含 ウ 非住宅用途を含 む建築物の非住宅 む建築物の非住宅 部分 次に掲げる 部分 次に掲げる 区分に応じそれぞ 区分に応じそれぞ れ次に定める額 れ次に定める額 床面積の合計が300 床面積の合計が300 m<sup>2</sup>未満のもの 1 m<sup>2</sup>未満のもの 1 1,000円 1,000円 床面積の合計が300 床面積の合計が300 m<sup>2</sup>以上のもの 1 m<sup>2</sup>以上のもの 1 9,000円 9,000円 (2)  $\sim$  (4) 略 (2)~(4) 略

(5) 建築物省エネ法第 (5) 建築物省エネ法第 35条第2項の規定に 35条第2項の規定に 基づき、建築基準関係 基づき、建築基準関係 規定に適合するかど 規定に適合するかど うかの審査の申出が うかの審査の申出が あつた場合は、32の項 あつた場合は、33の項 の定めるところによ の定めるところによ り算定した建築物確 り算定した建築物確 認申請又は計画通知 認申請又は計画通知 手数料の額(建築基準 手数料の額(建築基準 法第6条の3又は第1 法第6条の3又は第1 8条第4項の規定に基 8条第4項の規定に基 づく構造計算適合性 づく構造計算適合性 判定を併せて申し出 判定を併せて申し出 る場合については、-る場合については、一 の建築物(同法第20 の建築物(同法第20 条第2項の規定によ 条第2項の規定によ り別の建築物とみな り別の建築物とみな される建築物にあつ される建築物にあつ ては、当該別の建築物 ては、当該別の建築物 とみなされる建築物) とみなされる建築物) ごとに、構造計算が同 ごとに、構造計算が同 法第20条第1項第2 法第20条第1項第2 号イ又は第3号イに 号イ又は第3号イに 規定する国土交通大 規定する国土交通大 臣の認定を受けたプ 臣の認定を受けたプ ログラムにより適正 ログラムにより適正 に行われたものは12 に行われたものは12 0,700円、その他のも 0,700円、その他のも のは174,600円を加算 のは174,600円を加算 した額) した額) 56 建築物省エネ建築物 -の建築物ごとに次に 57 建築物省エネ建築物 一の建築物ごとに次に 法第36条第1エネル 法第36条第1エネル 掲げる額を合算して得 掲げる額を合算して得 項に規定するギー消 た金額 項に規定するギー消 た金額 建築物エネル費性能  $(1) \sim (4)$ 略 建築物エネル費性能 (1)~(4) 略 ギー消費性能向上計 (5) 建築物省エネ法第 ギー消費性能向上計 (5) 建築物省エネ法第 向上計画の変画の変 36条第2項の規定に 向上計画の変画の変 36条第2項の規定に 更の認定の申更認定 より準用する建築物 更の認定の申更認定 より準用する建築物 請に対する審申請手 請に対する審申請手 省エネ法第35条第2 省エネ法第35条第2

查	数料	項の規定に基づき、当	查	数料	項の規定に基づき、
		該計画変更が建築基			該計画変更が建築基
		準関係規定に適合す			準関係規定に適合す
		るかどうかの審査の			るかどうかの審査の
		申出があつた場合は、			申出があつた場合は
		<u>32の項</u> の定めるとこ			<u>33の項</u> の定めるとこ
		ろにより算定した建			ろにより算定した建
		築物確認申請又は計			築物確認申請又は計
		画通知手数料の額(建			画通知手数料の額(風
		築基準法第6条の3			築基準法第6条の3
		又は第18条第4項の			又は第18条第4項の
		規定に基づく構造計			規定に基づく構造計
		算適合性判定を併せ			算適合性判定を併せ
		て申し出る場合につ			て申し出る場合につ
		いては、一の建築物			いては、一の建築物
		(同法第20条第2項			(同法第20条第2項
		の規定により別の建			の規定により別の建
		築物とみなされる建			築物とみなされる建
		築物にあつては、当該			築物にあつては、当記
		別の建築物とみなさ			別の建築物とみなさ
		れる建築物)ごとに、			れる建築物) ごとに
		構造計算が同法第20			構造計算が同法第20
		条第1項第2号イ又			条第1項第2号イ又
		は第3号イに規定す			は第3号イに規定す
		る国土交通大臣の認			る国土交通大臣の認
		定を受けたプログラ			定を受けたプログラ
		ムにより適正に行わ			ムにより適正に行わ
		れたものは120,700			れたものは120,700
		円、その他のものは1			円、その他のものは
		74,600円を加算した			74,600円を加算した
		額)			額)
7 <u>~76</u> 略			<u>58~77</u> 昭	<u></u> _	
備考 略	<u> </u>		備考 瞬	<u> </u>	